

# 留 学 規 程

# 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 留学規程

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「大学学則」という)第 45 条第 5 項および関西外国語大学短期大学部学則(以下「短大学則」という)第 41 条第 5 項の規定にもとづき、留学の種類、目的、手続等に関し必要な事項を定める。

### 第 1 節 留学の目的と種類

(留学の目的)

第 2 条 本学での学修を基盤として、海外の大学における学びの経験を付加した発展的な学修を行うことにより、高度な言語運用能力とともに、多様な学問分野の知識を修得させる。加えて、多文化環境下における学修と体験を通じ、国際理解力を高め、幅広い視野を養い、豊かな人格を形成する。これにより多文化共生社会において共有価値が創造できる能力を身につけ、知識基盤社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(留学の定義)

第 3 条 本規程における、「留学」とは、本学の許可の下、海外の協定締結大学または教育機関(以下「留学先大学」という)にて学修することをいう。留学先大学における学修成果については、本学で修得した科目として単位を認定することができる。

2 前項に定める留学には、次の各号に該当する留学も含める。

- (1) 本学が教育課程上有益であると認める協定未締結大学への留学。
- (2) 外国政府、外国の公共機関等の選抜等による留学。
- (3) 日本政府、日本の公共機関等の選抜等による留学。
- (4) そのほか上記に準ずる留学。

3 本条第 1 項に規定する「留学」は、留学への申込・留学資格審査の開始より始まり、留学先大学での学修、帰国後の本学が定める諸手続、留学の学修成果の出身高校等での報告、ならびに TOEFL、TOEIC 等の英語外部試験の受験を以て完了する。

(留学の種類)

第 4 条 本学の留学の種類(以下「留学プログラム」と称する場合がある)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専門留学
- (2) ダブル・ディグリー留学
- (3) 大学・大学院学位留学
- (4) 2 カ国留学
- (5) リベラルアーツ留学
- (6) 英語&リベラルアーツ留学
- (7) 語学&インターンシップ留学
- (8) 語学留学
- (9) 中国インターンシップ(日本語 TA)
- (10) 私費留学

( 専門留学 )

第 5 条 専門留学は、高度な英語運用能力の向上を目指し、英語、社会科学、および教育分野における専門知識を身につけることを目的とする留学で、3年次の1カ年留学を原則とし、学則上の科目と類似・近接する科目または発展・応用科目等を学修する制度である。

( ダブル・ディグリー留学 )

第 6 条 ダブル・ディグリー留学は、留学先大学へ留学し、本学の学位に加え、留学先大学の学位を取得する制度である。

2 ダブル・ディグリー留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)
- (2) 中国ダブル・ディグリー留学
- (3) 短期大学部ダブル・ディグリー留学

( 大学・大学院学位留学 )

第 7 条 大学・大学院学位留学は、留学先大学へ留学し、本学の学位に加え、留学先大学の学士および修士の学位を取得する制度である。

(2カ国留学)

第 8 条 2カ国留学は、言語、文化、社会背景の異なる2つの国において、本学の教育内容を基盤とする学問分野について、発展的な学修を通じ、知識のさらなる深化をめざす制度である。

( リベラルアーツ留学 )

第 9 条 リベラルアーツ留学は、原則として1カ年留学先大学の学士課程(留学先大学のカリキュラム上のインターンシップを含む)において学際的に学修し、幅広い教養と豊かな専門知識を身につける制度である。なお、1学期間の留学を本学が特別に認める場合がある。

2 リベラルアーツ留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学
- (2) イベロアメリカリベラルアーツ留学
- (3) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グラントティトン国立公園

( 英語&リベラルアーツ留学 )

第 10 条 英語&リベラルアーツ留学は、原則として1カ年留学し、1学期目は英語における読む・書く・聞く・話すの四技能を集中的に向上させ、2学期目は学士課程において学修する制度である。

( 語学&インターンシップ留学 )

第 11 条 語学&インターンシップ留学は、原則として1カ年留学し、1学期目は留学先国の言語における読む・書く・聞く・話すの四技能を集中的に向上させ、2学期目はインターンシップに参加する制度である。

2 語学&インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。

- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

( 語学留学 )

第 12 条 語学留学は、留学先国の言語における読む・書く・聞く・話すの四技能を習熟度別に集中的に学修することにより、言語運用能力の向上を図る制度である。

2 留学期間は原則として1カ月から1学期間とする。ただし、所轄委員会が有益であると判断した場合は、留学期間を延長することがある。

3 留学期間が1学期の語学留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学
- (2) スペイン語留学
- (3) 中国語留学 / 中国留学
- (4) フランス語留学
- (5) ドイツ語留学
- (6) 韓国語留学
- (7) イタリア語留学
- (8) ロシア語留学
- (9) ベトナム語留学

4 留学期間が1カ月程度の語学留学の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

(中国インターンシップ(日本語 TA))

第 13 条 中国インターンシップ(日本語 TA)は、原則として1学期間中国の留学先大学においてインターンシップに参加し、日本語の授業を通して日本語教授力の向上、日中両国間の文化交流と国際理解の促進に貢献する制度である。

(私費留学)

第 14 条 私費留学は、本学の許可の下、学位授与権を有する海外の大学またはこれに相当する教育機関において原則1カ年学修する制度である。学修内容は原則として本規程第12条第1項に定める語学留学に準ずる。

(規程の適用範囲)

第 15 条 本規程の各章の適用範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 英語キャリア学部においては、第1章および第2章を適用する。
- (2) 外国語学部においては、第1章および第3章を適用する。
- (3) 英語国際学部においては、第1章および第4章を適用する。
- (4) 短期大学部においては、第1章および第5章を適用する。

## 第 2 節 留学資格審査、留学選考試験および諸手続

(留学資格審査および留学選考試験)

第 16 条 留学に際しては学部等別に定める留学資格審査または留学選考試験等を行う。

- 2 留学資格審査または留学選考試験等の内容および方法などについては、別に定める。
- 3 留学資格審査または留学選考試験等においては、原則として次の各号を審査する。
  - (1) 留学の目的および計画が明確であること。
  - (2) 学内成績、出席状況、人物すべてにおいて良好であること。
  - (3) 十分な外国語能力を有していること。

- (4) 留学に耐えうる健康状態であること。
- (5) そのほか本学が必要と判断する項目を充足していること。

4 留学資格審査または留学選考試験等の実施にあたっては、当該学部等の「試験規程」を準用する。

(留学選考の申込資格)

第 17 条 留学選考試験の申込資格は、前条第 3 項に定めるもののほか、留学の種類および学部等別に定める。

(留学許可の取消)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は留学許可を取り消すことがある。

- (1) 進級要件・卒業要件が充足できない場合、または充足できないことが予見される場合。
- (2) 学業成績および出席状況が良好でない場合。
- (3) 留学決定後に退学または休学した場合。
- (4) 大同学則第 53 条第 2 項または短大学則第 49 条第 2 項に定める懲戒処分を受けた場合。
- (5) 前号の懲戒処分を受けることが予見され学生部長の指導下におかれた場合。
- (6) そのほか本学が留学許可を取り消すことが適切と判断した場合。

(留学辞退)

第 19 条 留学の選考過程または留学決定後において留学を辞退する場合は、所定の辞退届を提出しなければならない。

(留学先大学決定)

第 20 条 留学先大学については留学資格審査または留学選考試験の結果、学修計画等を総合的に勘案し本学が決定する。

(帰国命令)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合は留学を中止し、帰国しなければならない。

- (1) 留学中に本学を退学または休学した場合。
- (2) 留学先における学業成績が所定の基準に達しなかった場合。
- (3) 留学先において違法行為を行った場合。
- (4) 留学中に留学先大学または本学において懲戒処分を受けた場合。
- (5) 留学中に留学先大学または本学の学生としての本分に反した場合。
- (6) そのほか本学が留学継続を不適切と判断した場合。

(留学終了手続)

第 22 条 留学先における学修が終了した場合、ただちに帰国しなければならない。ただし、留学終了後引き続き行方就職・進学などの活動が教育上およびキャリア形成上有益と判断される場合は、この限りではない。また、例外的措置に関しては、別途定める。

2 留学を終え帰国した学生は、帰国後速やかに次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 履修報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 留学報告書
- (4) そのほか本学が指定する書類

(留学事務の所管)

第 23 条 留学に関する事務は国際交流部で取り扱う。

### 第 3 節 留学に関する履修科目および単位認定の取扱

( 留学中の履修科目 )

第 24 条 留学中は本学の指導に従った履修をしなければならない。

2 留学中の履修科目については、原則として本学の教育内容を深化・発展させる科目、そのほか本学が特に有益であると判断した科目等とする。

3 留学先大学において履修登録後速やかに本学に報告するものとする。

( 留学先大学における履修科目の単位認定 )

第 25 条 留学先大学において修得した単位については、原則として履修報告書、留学先大学における成績評価等をもとに、大学学則第 40 条または短大学則第 37 条にもとづき、本学の授業科目に対して単位の認定を行う。

2 留学中に修得した単位の認定基準は次の各号のとおりとする。

(1) 留学先大学で履修した科目は、原則として本学開講科目の授業内容と一致または類似・近接するものについて単位の認定を行う。

(2) 前号に該当しないもので、当該学部等の所轄委員会が教育課程上有益であると認めた場合は単位の認定を行う。

(3) 留学先大学で履修した科目の授業時間数は大学学則第 33 条または短大学則第 31 条に準じたものでなければならない。

(4) 認定する 1 科目の単位数は大学学則別表第 1、第 2、第 3 または短大学則別表第 1、第 2 による。

(5) 留学先大学で履修した科目の成績が著しく低い場合、単位を認定しないことがある。

(6) 当該学部等の所轄委員会が必要と判断した科目については試験またはレポート等を課すことがある。

(7) 認定する科目は原則として本学で専攻する学科の学則上の卒業要件科目とする。

3 大学学則第 40 条または短大学則第 37 条の適用により卒業所要単位を充足した場合の卒業時期は、当該年度の 8 月期または 3 月期とする。

4 単位認定に関する諸手続は教務部で取り扱う。

( 認定上限単位数 )

第 26 条 英語キャリア学部、外国語学部、英語国際学部において留学中に修得した単位の認定上限は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 留学期間が 1 学期の場合、認定上限単位数は 20 単位とする。

(2) 留学期間が 1 カ年の場合、認定上限単位数は 30 単位とする。

(3) 留学期間が 2 カ年の場合、認定上限単位数は 60 単位とする。

(4) 留学期間が 1 カ月程度の場合の認定上限単位数は別に定める。

2 短期大学部において留学中に修得した単位の認定上限は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 留学期間が 1 学期の場合、認定上限単位数は 20 単位とする。

(2) 留学期間が 1 カ年の場合、認定上限単位数は 30 単位とする。

(3) 留学期間が 1 カ月程度の場合の認定上限単位数は別に定める。

( 編入学生にかかわる単位認定の取扱 )

第 27 条 編入学生にかかわる単位認定については、次の各号のとおりとする。

(1) 外国語学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規程第 3 章に従う。

(2) 英語国際学部 3 年次編入学生の単位認定については、本規程第 4 章に従う。

#### 第 4 節 留学にかかわる奨学金の取扱

(奨学金の種類)

第 28 条 留学許可を受けた学生に対して次の各号の奨学金を支給することがある。

- (1) フルスカラシップとして留学先大学の授業料、住居費、食費を支給する。
- (2) スカラシップとして留学先大学の授業料を支給する。

(奨学金の返還)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として奨学金の返還をしなければならない。

- (1) 留学中に本学を退学または休学した場合。
- (2) 所定の留学期間を全うしなかった場合。
- (3) 留学先大学における学業成績が所定の基準に達しなかった場合。
- (4) 留学先において違法行為を行った場合。
- (5) 留学中に留学先大学または本学において懲戒処分を受けた場合。
- (6) 留学中に留学先大学または本学の学生としての本分に反した場合。
- (7) そのほか本学が奨学金を返還すべきと判断した場合。

#### 第 5 節 雑 則

(留学派遣時期)

第 30 条 学生の留学派遣時期は、原則として7月から8月上旬に派遣する場合を「夏派遣」、8月から10月に派遣する場合を「秋派遣」、12月下旬から5月に派遣する場合を「春派遣」と称する。

(学期末試験の取扱)

第 31 条 留学先大学の学年暦と本学の授業期間や学期末試験等が重なる場合の取扱については、所轄委員会がその都度指示する。

(留学中の遵守事項)

第 32 条 留学先の法令を遵守し、社会秩序に反しないよう行動しなければならない。

- 2 留学先大学および本学における諸規則を遵守しなければならない。
- 3 留学制度の目的や意義を十分に理解し、その趣旨に沿った学修および学生生活を行わなければならない。
- 4 本学学生としての品位を保つ行動をし、本学の名誉を傷つける行為をしてはならない。
- 5 そのほか本学が指導する事項を遵守しなければならない。

(留学中の免責事由)

第 33 条 本規程および本学の指導から逸脱する行為や事故等ならびに次の各号のいずれかに該当する事由については、本人の責任において処理するものとし、本学は一切の責任を負わない。

- (1) 天災地変、不慮の事故、交通事故、政府・公共団体の命令、交通機関の事情による遅延や欠航、ストライキ、テロ、戦争、暴動、海賊、盗難、詐欺、流行病、税関規制。
- (2) 食中毒。
- (3) その他管理し得ない事由による損害。

(留学ガイダンス)

第 34 条 留学に関する必要事項は事務局の当該担当部署より留学ガイダンス時に指示する。

- 2 留学ガイダンスの出席状況は留学資格審査または留学選考試験等における判断基準として利用される。

## 第 2 章 英語キャリア学部

### 第 1 節 総 則

(目的)

第 35 条 海外の大学における学びの経験を付加した発展的な学修を通じ、英語、社会科学および教育分野の複合学修をさらに深化させることにより、本格的英語力、社会科学分野における高度な専門知識を修得させる。加えて、英語キャリア基礎力を構成する、日本語と英語の両言語による論理的思考力、公正な視点、国際理解・多文化共生力を飛躍させ、国際的な場で生じる様々な課題に対し、日英両言語を用いてリーダーシップが発揮できる能力を強化することをめざす。

(留学の種類)

第 36 条 英語キャリア学部英語キャリア学科(小学校教員コースを除く)の教育課程上の留学の種類は専門留学とする。

2 前項のほか、英語キャリア学部英語キャリア学科の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
- (2) 大学・大学院学位留学
- (3) 2カ国留学
- (4) 語学留学
- (5) 私費留学

3 前項第1号に定めるダブル・ディグリー留学の種類については、次のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)

4 本条第2項第4号に定める語学留学の種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学

5 英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コースの学生に申込資格のある留学の種類については、原則として語学留学とする。ただし、本学が特に有益であると認めた場合には本条第1項および第2項に定める留学の種類を準用する。

6 前項に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 夏季英語留学
- (2) 夏季中国語留学
- (3) 春季英語留学
- (4) 春季スペイン語留学
- (5) 春季中国語留学



## 第 2 節 専門留学

(留学派遣時期)

第 37 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については2年次または3年次を原則とする。
- (2) 春派遣については3年次を原則とする。

(留学資格審査の意義)

第 38 条 留学資格審査は派遣の可否、留学の種類、留学先、派遣時期、派遣期間等を決定するために行う。

- 2 留学資格審査において、専門留学の基準を満たしていない学生の留学については本学が別途指示する。
- 3 留学資格審査は年2回実施され、留学の種類等が決定するまで毎回受験しなければならない。

(留学資格審査の内容等)

第 39 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 40 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 41 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

## 第 3 節 ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 42 条 派遣時期は3年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 43 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の2年次生である者。
- (2) 所定の TOEFL において高位得点が550点以上の者。
- (3) 所定の TOEIC 平均点において640点以上かつリーディング平均点270点以上を取得している者。

(留学資格審査の内容等)

第 44 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 45 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 46 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

#### 第 4 節 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 47 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 48 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の 2 年次生である者。
- (2) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (3) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(留学資格審査の内容等)

第 49 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 50 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 51 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

#### 第 5 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 52 条 派遣時期は 2 年次または 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 53 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として英語キャリア学部英語キャリア学科の 1 年次生または 2 年次生である者。
- (2) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (3) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(留学資格審査の内容等)

第 54 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 審査基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 55 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 56 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 6 節 語学留学

### 第 1 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 57 条 派遣時期は 7 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 58 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 59 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 1 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 1 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	海外事情研究 A ～ E 異文化マネジメント A ～ E

(認定単位の上限)

第 60 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

### 第 2 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 61 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 62 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 63 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 2 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 2 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	海外事情研究 A～E 異文化マネジメント A～E

(認定単位の上限)

第 64 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

## 第 7 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 65 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 66 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込期限・申込書類)

第 67 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日とする。春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 68 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 69 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門複合科目、専門研究科目、および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 70 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

### 第 3 章 外国語学部

#### 第 1 節 総 則

(目的)

第 71 条 海外の大学における学びの経験を付加することにより、言語・文学はもとより、文化・歴史・社会等の分野における学際的かつ発展的な学修を通して、英語またはスペイン語の運用能力をより一層向上させるとともに、学修分野の専門知識を豊かにし、幅広い教養と異文化に対する理解力を身につけることを目的とする。

(留学の種類)

第 72 条 外国語部部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
  - (2) 大学・大学院学位留学
  - (3) 2カ国留学
  - (4) リベラルアーツ留学
  - (5) 英語&リベラルアーツ留学
  - (6) 語学&インターンシップ留学
  - (7) 語学留学
  - (8) 私費留学
- 2 前項第1号に定めるダブル・ディグリー留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)
- 3 本条第1項第4号に定めるリベラルアーツ留学の種類については、次の各号のとおりとする。
- (1) リベラルアーツ留学
  - (2) イベロアメリカリベラルアーツ留学
  - (3) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グランドティトン国立公園
- 4 本条第1項第6号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。
- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマールドリゾート
- 5 本条第1項第7号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 英語留学
  - (2) スペイン語留学
  - (3) 中国語留学
  - (4) フランス語留学
  - (5) ドイツ語留学
  - (6) 韓国語留学
  - (7) イタリア語留学
  - (8) ロシア語留学
  - (9) ベトナム語留学
  - (10) 夏季英語留学
  - (11) 夏季中国語留学
  - (12) 春季英語留学

(13) 春季スペイン語留学

(14) 春季中国語留学

(留学選考試験)

第 73 条 前条に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

(留学資格審査)

第 74 条 外国語学部履修規程第 5 章第 1 節第 1 款から第 6 款に定める Super IES プログラム受講者の留学については、前条の規定にかかわらず留学資格審査を行う。

2 留学資格審査の時期および審査期間については掲示にて公示する。

(3 年次編入学生の取扱)

第 75 条 本学短期大学部 2 年次生で本学部 3 年次編入学内定者および編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期等については別途掲示にて公示する。

## 第 2 節 ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 76 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 77 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 2 年次生または 3 年次生である者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。

(4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 78 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 79 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 80 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 3 節 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 81 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 82 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 83 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 84 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 85 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 4 節 2 力国留学

(留学派遣時期)

第 86 条 派遣時期は 2 年次から 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 87 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 88 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 89 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 90 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 5 節 リベラルアーツ留学

### 第 1 款 リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 91 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 92 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、1 年次生から 3 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 500 点以上取得見込みの者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 93 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 94 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 95 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 2 款 イベロアメリカリベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 96 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については 2 年次から 4 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については 3 年次または 4 年次を原則とする。

(申込資格)

第 97 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) スペイン語学科生である者。



(2) 秋派遣に申込み場合、1年次生から3年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 98 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 99 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 100 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 6 節 英語&リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 101 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

(1) 秋派遣については2年次から4年次を原則とする。

(2) 春派遣については3年次または4年次を原則とする。

(申込資格)

第 102 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 秋派遣に申込み場合、1年次生から3年次生である者。春派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 490 点以上取得見込みの者。

(4) 所定の TOEIC 平均点において 600 点以上かつリーディング平均点 250 点以上を取得している者。

(5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 103 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 104 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 105 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 7 節 語学&インターンシップ留学

### 第 1 款 カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

(留学派遣時期)

第 106 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 107 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。
- (4) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 108 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 109 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよび全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 110 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 8 節 語学留学

### 第 1 款 英語留学

(留学派遣時期・期間)

第 111 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

- 2 留学期間は 1 学期を原則とする。ただし、所轄委員会が教育課程上有益と認めた場合は 1 カ年の留学を許可することがある。

(申込資格)

第 112 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、英米語学科生については 1 年次生から 4 年次生である者、またはスペイン語学科生については 3 年次生または 4 年次生である者。
- (2) 春派遣に申込み場合、英米語学科生については 1 年次生から 3 年次生である者、またはスペイン語学科生については 2 年次生または 3 年次生である者。
- (3) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。

- (4) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (5) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 113 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として英米語学科は表 3 および 4 に、スペイン語学科は表 5 および 6 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は、春派遣(1 学期)の場合は当該年度春学期、秋派遣(1 学期)の場合は当該年度秋学期の履修科目として、秋派遣(1 カ年)の場合は次年度春学期履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣(1 学期)の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋学期(1 学期)の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を、秋派遣(1 カ年)の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 3 英米語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1 学期)

学年	単位認定対象科目
1 年次	Effective Essay Writing I Effective Oral Presentation Introduction to Social Sciences II Introduction to Humanities II 言語研究 A ~ Z
2 年次	Effective Research Paper Writing Strategic Debate Topics in Social Sciences II Topics in Humanities II 1 年次単位認定対象科目
3・4 年次	1・2 年次単位認定対象科目

表 4 英米語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1 カ年)

学年	単位認定対象科目
1 年次秋学期～ 2 年次春学期	Effective Essay Writing I Effective Essay Writing II Effective Oral Presentation Effective Discussion Introduction to Social Sciences II Topics in Social Sciences I Introduction to Humanities II Topics in Humanities I 言語研究 A ~ Z
2 年次秋学期～ 3 年次春学期	Effective Research Paper Writing Strategic Debate Topics in Social Sciences II Topics in Humanities II 1 年次単位認定対象科目
3 年次秋学期～ 4 年次春学期	1・2 年次単位認定対象科目

表5 スペイン語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1学期)

学年	単位認定対象科目
1年次	英語Ⅱ 言語研究 A～Z
2年次	英語Ⅳ 1年次単位認定対象科目
3・4年次	1・2年次単位認定対象科目

表6 スペイン語学科英語留学参加者単位認定対象科目(1カ年)

学年	単位認定対象科目
1年次秋学期～ 2年次春学期	英語Ⅱ・Ⅲ 言語研究 A～Z
2年次秋学期～ 3年次春学期	英語Ⅳ 1年次単位認定対象科目
3年次秋学期～ 4年次春学期	1・2年次単位認定対象科目

(認定単位の上限)

第 114 条 留学期間が1学期の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は20単位とする。

2 留学期間が1カ年の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

## 第 2 款 スペイン語留学

(留学派遣時期・期間)

第 115 条 派遣時期は9月から10月の秋派遣を原則とする。

2 留学期間は1学期を原則とする。ただし、所轄委員会が教育課程上有益と認めた場合は1カ年の留学を許可することがある。

(申込資格)

第 116 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) スペイン語学科生で2年次生から4年次生である者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を1回以上受験している者。

(単位認定)

第 117 条 本規程第25条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表7および8に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は、派遣期間が1学期の場合は当該年度秋学期の履修科目として、1カ年の場合は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は、派遣期間が1学期の場合は履修規程第4条第4項第2号の規定を、1カ年の場合は履修規程第4条第4項第1号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表7 スペイン語留学参加者単位認定対象科目(1学期)

学年	単位認定対象科目
2年次	Español Comunicativo IV スペイン語リーディングⅡ スペイン語応用文法Ⅱ 言語研究 A～Z
3・4年次	2年次単位認定対象科目

表8 スペイン語留学参加者単位認定対象科目(1カ年)

学年	単位認定対象科目
2年次秋学期～ 3年次春学期	Español Comunicativo IV スペイン語リーディングⅡ スペイン語応用文法Ⅱ 言語研究 A～Z
3年次秋学期～ 4年次春学期	2年次単位認定対象科目

(認定単位の上限)

第 118 条 留学期間が1学期の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は20単位とする。

2 留学期間が1カ年の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

### 第 3 款 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学

(留学派遣時期)

第 119 条 派遣時期は8月から10月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 120 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 3年次生または4年次生である者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を1回以上受験している者。

(単位認定)

第 121 条 本規程第25条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表9に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第4条第4項第2号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表9 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学、韓国語留学、イタリア語留学、ロシア語留学、ベトナム語留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
3・4年次	言語研究 A～Z

(認定単位の上限)

第 122 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 20 単位とする。

#### 第 4 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 123 条 派遣時期は 7 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 124 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 125 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 10 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 10 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
英米語学科	言語研究 A～Z
スペイン語学科	

(認定単位の上限)

第 126 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

#### 第 5 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 127 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 128 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 129 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 11 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 11 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
英米語学科	言語研究 A ～ Z
スペイン語学科	

(認定単位の上限)

第 130 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

## 第 9 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 131 条 派遣時期は 3 年次の春派遣または秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 132 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生または 4 年次生である者。春派遣に申込み場合、2 年次生または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 133 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 134 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづき判定を行う。

(単位の認定科目)

第 135 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科のコア必修科目、コース科目(他コース科目含む)、関西外大流グローバル人材育成プログラムおよびコース全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 136 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 4 章 英語国際学部

### 第 1 節 総 則

(目的)

第 137 条 1 年次の本学における集中的な英語・中国語の学修を基盤に、2 年次に海外の大学において両言語の実用的・実践的運用能力をさらに発展させることを目的とする。加えて、多様な文化・価値観に柔軟に対応できる「異文化理解力」、広く世界の動向を読み解くことのできる「国際理解力」、主体性や積極性、チームワーク力、課題解決能力を発揮できる「グローバル・キャリア基礎力」からなる 3 つの国際力を実践の場で身につけさせるとともに、上位年次での留学においては、3 つの国際力を、海外の大学における学際的かつ発展的な学修を通して、さらに強化する。

(留学の種類)

第 138 条 英語国際学部の教育課程上の留学の種類は語学留学とする。原則として英語圏へ 1 学期間留学し、さらに中国語圏へ 1 学期間留学することにより、英語と中国語の言語運用能力の向上を図ることを目的とした制度である。

2 英語国際学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
- (2) 2 カ国留学
- (3) リベラルアーツ留学
- (4) 英語&リベラルアーツ留学
- (5) 語学&インターンシップ留学
- (6) 語学留学
- (7) 中国インターンシップ(日本語 TA)
- (8) 私費留学

3 前項第 1 号に定める学位留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 中国ダブル・ディグリー留学
- (2) ダブル・ディグリー留学(アメリカ、オーストラリア、カナダ、スウェーデン)

4 本条第 2 項第 3 号に定めるリベラルアーツ留学の種類については、次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学
- (2) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グラントティトン国立公園

5 本条第 2 項第 5 号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーマウンテンリゾート

6 本条第 2 項第 6 号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学
- (2) 中国語留学
- (3) フランス語留学
- (4) ドイツ語留学
- (5) 夏季英語留学
- (6) 夏季中国語留学
- (7) 春季英語留学



(8) 春季中国語留学

- 7 教育課程上特に有益であると本学が認めた場合は、本規程第 72 条に定める外国語学部の留学制度を準用する。

(留学資格審査および留学選考試験)

- 第 139 条 前条第 1 項に定める留学については留学資格審査を行う。審査内容については別に定める。
- 2 前条第 2 項に定める留学については留学選考試験を行う。選考内容については別に定める。
- 3 留学資格審査の時期および期間、留学選考試験の申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

(3 年次編入学生の取扱)

- 第 140 条 本学短期大学部 2 年次生で本学部 3 年次編入学内定者および編入学生の留学に関する申込資格、申込時期、派遣時期等については、別途掲示にて公示する。

## 第 2 節 教育課程上の語学留学

(留学派遣時期)

- 第 141 条 派遣時期は 2 年次の春派遣を原則とする。

(留学資格審査の意義)

- 第 142 条 留学資格審査は、派遣の可否、派遣先、派遣時期、派遣期間等を決定するために行う。

(留学資格審査の内容等)

- 第 143 条 留学の判定は留学資格審査にもとづき総合的に行い、審査基準を満たした者に対して留学を許可する。
- 2 審査基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を特に留学候補生と称する。
- 3 留学資格審査の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

- 第 144 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 12 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。
- 2 前項の単位認定対象科目は春学期の留学の場合は当該年度春学期、秋学期の留学の場合は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は春学期の留学の場合は、履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋学期の留学の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 12 語学留学参加者単位認定対象科目

英語留学	中国語留学
Global Issues A・B 英語コミュニケーション研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F	中級中国語 中国語研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

- 第 145 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は各学期 20 単位とする。

### 第 3 節 ダブル・ディグリー留学

#### 第 1 款 中国ダブル・ディグリー留学

(趣旨)

第 146 条 中国への留学を推進し、より一層中国語の語学運用能力を身につけ中国の大学の学士号を取得するために、特に本学部に中国学位留学制度を設ける。

(留学派遣時期)

第 147 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 148 条 次の各号の条件をすべて充足している者(中国国籍を有する者を除く)に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学において 2 年次の 1 学期間の中国語留学を終了または終了見込みの者。ただし、3 年次編入学生においては、この限りではない。
- (2) 3 年次生または 4 年次生である者。
- (3) 派遣時期までに専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目に配置している指定科目をすべて修得済あるいは修得見込みである者。また全学共通教育科目については、12 単位以上を修得済あるいは修得見込みである者。
- (4) 十分な中国語能力を有する者。
- (5) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 149 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を特に留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 150 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 151 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

#### 第 2 款 ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)

(留学派遣時期)

第 152 条 派遣時期は 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 153 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学における第 1 次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者。
- (2) 2 年次生から 3 年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。

(5) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(6) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 154 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位の認定科目 )

第 155 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目、および全学共通教育科目とする。

( 認定単位の上限 )

第 156 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 4 節 2 力国留学

( 留学派遣時期 )

第 157 条 派遣時期は 2 年次から 4 年次の秋派遣を原則とする。

( 申込資格 )

第 158 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 教育課程上の語学留学における第 1 次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者。

(2) 2 年次生から 3 年次生である者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(4) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。

(5) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(6) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 159 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位の認定科目 )

第 160 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目、および全学共通教育科目とする。

( 認定単位の上限 )

第 161 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 5 節 リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 162 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については3年次または4年次を原則とする。
- (2) 春派遣については4年次を原則とする。

(申込資格)

第 163 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学における第1次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者、または原則として教育課程上の語学留学を終了または終了見込みの者。ただし、3年次編入学生においては、この限りではない。
- (2) 秋派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。春派遣に申込み場合、3年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 500 点以上取得見込みの者。
- (5) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 164 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 165 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 166 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 6 節 英語&リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 167 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については3年次または4年次を原則とする。
- (2) 春派遣については4年次を原則とする。

(申込資格)

第 168 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 教育課程上の語学留学における第1次審査の所定の基準を満たし、教育課程上の語学留学を放棄した者、または原則として教育課程上の語学留学を終了または終了見込みの者。ただし、3年次編入学生においては、この限りではない。
- (2) 秋派遣に申込み場合、2年次生または3年次生である者。春派遣に申込み場合、3年次生である者。

- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 490 点以上取得見込みの者。
- (5) 所定の TOEIC 平均点において 600 点以上かつリーディング平均点 250 点以上を取得している者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 169 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位の認定科目 )

第 170 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目、および全学共通教育科目とする。

( 認定単位の上限 )

第 171 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 7 節 語学&インターンシップ留学

### 第 1 款 カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

( 留学派遣時期 )

第 172 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

( 申込資格 )

第 173 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次または 3 年次生である者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 174 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位の認定科目 )

第 175 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として本学で専攻する学科の専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

( 認定単位の上限 )

第 176 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 8 節 語学留学

### 第 1 款 英語留学

(留学派遣時期・期間)

第 177 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣を原則とする。

2 留学期間は 1 学期とする。

(申込資格)

第 178 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 3 年次編入学した者。
- (2) 単位認定科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 179 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 13 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

3 専門必修科目については先修条件を充足していない場合は、単位認定の対象にはならない。

表 13 語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
3・4 年次	AES : Reading and Translation II AES : Grammar in Use II AES : Critical Writing II AES : Presentation , Discussion , and Debate AES : English for Specific Purposes II Global Issues A・B 英語コミュニケーション I A～II B 英語コミュニケーション研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 180 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 20 単位とする。

### 第 2 款 中国語留学、フランス語留学、ドイツ語留学

(留学派遣時期)

第 181 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 182 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 原則として教育課程上の語学留学を終了または終了見込みの者。
- (2) 入学時に選択した言語の指定科目をすべて修得している 3 年次生または 4 年次生である者。ただし、3 年次編入学生においては、この限りではない。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 単位認定対象科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足できる者。
- (5) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 183 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 14 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が指示する。

- 2 前項表 14 の「中国語研究 A から F」「フランス語研究 A から D」「ドイツ語研究 A から D」および「国際コミュニケーション研究 A から F」の単位認定は、原則として「中国語研究 A から F」「フランス語研究 A から D」「ドイツ語研究 A から D」および「国際コミュニケーション研究 A から F」を優先する。
- 3 本条第 1 項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 14 語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目		
	中国	フランス	ドイツ
3・4 年次	初級中国語 中国語会話Ⅱ 中級中国語 地域研究 B (アジア) 中国語研究 A～F 国際コミュニケーション研究 A～F	フランス語Ⅱ 地域研究 C (ヨーロッパ) フランス語研究 A～D 国際コミュニケーション研究 A～F	ドイツ語Ⅱ 地域研究 C (ヨーロッパ) ドイツ語研究 A～D 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 184 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 20 単位とする。

### 第 3 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 185 条 派遣時期は 7 月から 8 月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 186 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 申込および選考時期に留学中でない者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 187 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 15 に定める。表以外の科目における単位認定は別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 15 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	英語コミュニケーション研究 A～F (英語留学のみ) 中国語研究 A～F (中国語留学のみ) 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 188 条 留学先大学において修得した単位を本学の卒業単位として認定する上限数は 8 単位とする。

#### 第 4 款 春季英語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 189 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 190 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 申込および選考時期に留学中でない者。
- (2) 1 年次生から 3 年次生である者。
- (3) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (4) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 191 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 16 に定める。表以外の科目における単位認定は別途所轄委員会が指示する。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度春学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 16 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1～3 年次	英語コミュニケーション研究 A～F (英語留学のみ) 中国語研究 A～F (中国語留学のみ) 国際コミュニケーション研究 A～F

(認定単位の上限)

第 192 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

#### 第 9 節 中国インターンシップ (日本語 TA)

(留学派遣時期)

第 193 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 194 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 派遣時が 3 年次生の場合に単位認定のみで進級要件を充足できる者、および派遣時が 4 年次生の場合に単位認定のみで卒業要件を充足できる者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(留学選考試験の内容等)

第 195 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者は留学準備に関する手続対象者となり、当該対象者を特に留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。



(単位認定)

第 196 条 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位認定を行う。単位認定の取扱は、春派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号、秋派遣の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

(単位認定対象科目および単位数)

第 197 条 前条にもとづき単位を認定する科目は原則として履修規程第 75 条表 9 に定める。単位を認定する上限は 20 単位とする。

## 第 10 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 198 条 派遣時期は 3 年次の秋派遣、4 年次の春派遣または秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 199 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、3 年次生または 4 年次生である者。春派遣に申込み場合、3 年次生である者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

(申込手続)

第 200 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

(留学の選考内容)

第 201 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

(単位の認定科目)

第 202 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および全学共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 203 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 5 章 短期大学部

### 第 1 節 総 則

(目的)

第 204 条 海外の大学における英語の集中的な学修を通じて、言語運用能力を高めるとともに、豊かな国際感覚を身につけ、社会人としての基礎的人間力をも涵養する。

(留学の種類)

第 205 条 短期大学部に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 短期大学部ダブル・ディグリー留学
- (2) リベラルアーツ留学
- (3) 英語&リベラルアーツ留学
- (4) 語学&インターンシップ留学
- (5) 語学留学
- (6) 私費留学

2 前項第5号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 英語留学、中国留学
- (2) 夏季英語留学
- (3) 夏季中国語留学
- (4) 春季英語留学
- (5) 春季スペイン語留学
- (6) 春季中国語留学

3 本条第1項第2号に定めるリベラルアーツ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学

4 本条第1項第4号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニースタジオ

第 206 条 本学外国語学部に3年次編入学見込みまたは内定している短期大学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学
- (2) 大学・大学院学位留学
- (3) 2カ国留学
- (4) リベラルアーツ留学
- (5) 英語&リベラルアーツ留学
- (6) 語学&インターンシップ留学
- (7) 語学留学
- (8) 私費留学

2 前項第1号に定めるダブル・ディグリー留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) ダブル・ディグリー留学(アメリカ・オーストラリア・カナダ・スウェーデン)

3 本条第1項第4号に定めるリベラルアーツ留学は、次の各号のとおりとする。

- (1) リベラルアーツ留学

(2) イベロアメリカリベラルアーツ留学

(3) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@グランドティトン国立公園

4 本条第1項第6号に定める語学&インターンシップ留学の種類は次のとおりとする。

(1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

5 本条第1項第7号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 春季英語留学

(2) 春季スペイン語留学

(3) 春季中国語留学

第 207 条 本学英語国際学部3年次編入学見込みまたは内定している短期大学部の学生に申込資格のある留学の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) リベラルアーツ留学

(2) 英語&リベラルアーツ留学

(3) 語学&インターンシップ留学

(4) 語学留学

(5) 私費留学

2 前項第1号に定めるリベラルアーツ留学の種類は、次のとおりとする。

(1) リベラルアーツ留学

3 本条第1項第3号に定める語学&インターンシップ留学の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

4 本条第1項第4号に定める語学留学の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 春季英語留学

(2) 春季中国語留学

(留学選考試験)

第 208 条 本規程第205条から第207条に定める留学については選考試験を行う。選考内容については別に定める。

2 申込時期および選考期間については掲示にて公示する。

## 第 2 節 短期大学部ダブル・ディグリー留学

(留学派遣時期)

第 209 条 派遣時期は短期大学部2年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 210 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 短期大学部1年次生である者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

(3) 所定の TOEFL において高位得点 450 点以上を取得した者。

(4) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 211 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 212 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

(認定単位の上限)

第 213 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

### 第 3 節 リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 214 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次または本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 215 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 500 点以上取得見込みの者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。
- (6) 留学先大学より定めのある場合は、これを満たす者。

(留学選考試験の内容等)

第 216 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 217 条 短期大学部 2 年次生については、本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

- 2 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 218 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

#### 第 4 節 英語&リベラルアーツ留学

(留学派遣時期)

第 219 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次または学部 3 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については学部 3 年次を原則とする。

(申込資格)

第 220 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL 平均点において 480 点以上を取得し、かつ候補生最終判定までに所定の TOEFL 平均点において 490 点以上取得見込みの者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 600 点以上かつリーディング平均点 250 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 221 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位の認定科目)

第 222 条 短期大学部 2 年次生については、本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

- 2 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 223 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

#### 第 5 節 語学&インターンシップ留学

##### 第 1 款 カリフォルニア大学留学&インターンシッププログラム@ディズニーワールドリゾート

(留学派遣時期)

第 224 条 派遣時期については秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 225 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 1 年次または 2 年次生である者。ただし、短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験し、高位得点が 500 点以上の者。
- (4) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 226 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位の認定科目 )

第 227 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

2 学部 3 年次編入学生の単位認定は本規程第 27 条に従う。

( 認定単位の上限 )

第 228 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 6 節 語学留学

### 第 1 款 英語留学、中国留学

( 留学派遣時期・期間 )

第 229 条 派遣時期は 8 月から 10 月の秋派遣、または 3 月から 5 月の春派遣を原則とする。

ただし、中国留学は春派遣のみとする。

2 留学期間は 1 学期を原則とする。ただし、秋派遣の場合のみ、所轄委員会が教育課程上有益と認めた場合は 1 カ年の留学を許可することがある。

( 申込資格 )

第 230 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生である者。

(2) 単位認定対象科目の単位修得のみで進級・卒業要件を充足見込みの者。

(3) 学内成績および出席状況が良好である者。

(4) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

( 単位認定 )

第 231 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 17 から 20 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

2 前項の単位認定対象科目は春派遣 (1 学期) の場合は当該年度春学期、秋派遣 (1 学期) の場合は当該年度秋学期の履修科目として、秋派遣 (1 カ年) の場合は次年度春学期履修科目として認定する。単位認定の取扱は、春派遣 (1 学期) の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を、秋派遣 (1 学期) の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を、秋派遣 (1 カ年) の場合は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。

表 17 英語留学参加者単位認定対象科目【秋派遣(1学期)】

学年	単位認定対象科目
1 年次	Integrated English C : Reading & Discussion of Social Issues Integrated English D : Writing & Presentations about Social Issues 海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F
2 年次	Academic English for Global Issues 1 年次単位認定対象科目

表 18 英語留学参加者単位認定対象科目【秋派遣(1カ年)】

学年	単位認定対象科目
1 年次秋学期～ 2 年次春学期	Integrated English C : Reading & Discussion of Social Issues Integrated English D : Writing & Presentations about Social Issues Academic English A : Reading & Critical Approach Academic English B : Writing & Critical Approach 海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F

表 19 英語留学参加者単位認定対象科目【春派遣(1学期)】

学年	単位認定対象科目
2 年次	Academic English A : Reading & Critical Approach Academic English B : Writing & Critical Approach 海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F

表 20 中国留学参加者単位認定対象科目【春派遣(1学期)】

学年	単位認定対象科目
2 年次	海外事情研究 A ~ J 海外留学特別実践 A ~ F

(認定単位の上限)

第 232 条 留学期間が1学期の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は20単位とする。

2 留学期間が1カ年の場合、本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は30単位とする。

## 第 2 款 夏季英語留学、夏季中国語留学

(留学派遣時期)

第 233 条 派遣時期は7月から8月の夏派遣を原則とする。

(申込資格)

第 234 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (2) 所定の TOEFL を1回以上受験している者。

(単位認定)

第 235 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 21 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は当該年度秋学期の履修科目として認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。

表 21 夏季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
全学年	海外事情研究 A～J 海外留学特別実践 A～F

(認定単位の上限)

第 236 条 本学の卒業単位として留学先において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

### 第 3 款 春季英語留学、春季スペイン語留学、春季中国語留学

(留学派遣時期)

第 237 条 派遣時期は 2 月から 3 月の春派遣を原則とする。

(申込資格)

第 238 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生については 3 年次編入学が内定している学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL を 1 回以上受験している者。

(単位認定)

第 239 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として表 22 に定める。表以外の科目における単位認定については別途所轄委員会が定める。

- 2 前項の単位認定対象科目は次年度春学期の履修科目とし認定する。単位認定の取扱は履修規程第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 3 学部 3 年次編入学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

表 22 春季語学留学参加者単位認定対象科目

学年	単位認定対象科目
1 年次	海外事情研究 A～J 海外留学特別実践 A～F

(認定単位の上限)

第 240 条 本学の卒業単位として留学先において修得した単位を認定する上限数は 8 単位とする。

### 第 7 節 私費留学

(留学派遣時期)

第 241 条 派遣時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 秋派遣については短期大学部 2 年次を原則とする。
- (2) 春派遣については短期大学部 2 年次または本学学部編入学後の学部 3 年次を原則とする。



( 申込資格 )

第 242 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 秋派遣に申込み場合、短期大学部 2 年次生である者。春派遣に申込み場合、短期大学部 1 年次生または 2 年次生である者。短期大学部 2 年次生については、本学学部 3 年次編入学見込みかつ、編入学予定学部の当該留学の申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績が一定の基準に達している者。

( 申込手続 )

第 243 条 申込期限は秋派遣の場合は 4 月末業務日、春派遣の場合は 11 月末業務日とする。

2 申込書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 私費留学申込書
- (2) 留学先大学の入学許可証
- (3) そのほか本学が指定した書類

( 留学の選考内容 )

第 244 条 申込者に対しては留学の選考を行い、合格者に対して留学を許可する。

2 申込時までの学内成績の審査等にもとづく判定を行う。

( 単位の認定科目 )

第 245 条 本規程第 25 条にもとづき単位を認定する科目は、原則として専門必修科目、専門選択科目および共通教育科目とする。

2 学部 3 年次編入学学生の単位認定科目は本規程第 27 条に従う。

( 認定単位の上限 )

第 246 条 本学の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 8 節 ダブル・ディグリー留学

( 留学派遣時期 )

第 247 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

( 申込資格 )

第 248 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 249 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 250 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 251 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 9 節 大学・大学院学位留学

(留学派遣時期)

第 252 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次または 4 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 253 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。
- (5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

(留学選考試験の内容等)

第 254 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

- 2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。
- 3 留学選考試験の内容については別に定める。

(単位認定)

第 255 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

(認定単位の上限)

第 256 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 10 節 2 カ国留学

(留学派遣時期)

第 257 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

(申込資格)

第 258 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

- (1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。
- (2) 学内成績および出席状況が良好である者。
- (3) 所定の TOEFL において高位得点が 550 点以上の者。
- (4) 所定の TOEIC 平均点において 640 点以上かつリーディング平均点 270 点以上を取得している者。

(5) 原則として「留学概論」を修得済または修得見込みの者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 259 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者と、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位認定 )

第 260 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

( 認定単位の上限 )

第 261 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 60 単位とする。

## 第 11 節 イベロアメリカリベラルアーツ留学

( 留学派遣時期 )

第 262 条 派遣時期は本学学部編入学後の学部 3 年次の秋派遣を原則とする。

( 申込資格 )

第 263 条 次の各号の条件をすべて充足している者に申込資格を与える。

(1) 短期大学部 2 年次生であり、3 年次編入学見込みである学部の当該留学における申込資格を満たす者。

(2) 学内成績および出席状況が良好である者。

( 留学選考試験の内容等 )

第 264 条 留学の判定は留学選考試験にもとづき総合的に行い、選考基準を満たした者に対して留学を許可する。

2 選考基準を満たした者のうち、留学先大学の入学基準を満たす者を留学内定者、留学先大学の入学基準を満たす見込みのある者を留学候補生と称する。

3 留学選考試験の内容については別に定める。

( 単位認定 )

第 265 条 単位認定は本規程第 27 条に従う。

( 認定単位の上限 )

第 266 条 3 年次編入学後の卒業単位として留学先大学において修得した単位を認定する上限数は 30 単位とする。

## 第 6 章 改 廃

(改 廃)

第 267 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 28 年 4 月 1 日

改 正 平成 29 年 4 月 1 日

改 正 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 2019 年 4 月 1 日

改 正 2020 年 4 月 1 日

附 則

本規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

